

割賦販売法の改正を求める意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつき、高額かつ深刻な被害を引き起こす危険性も含んでいる。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者等に、支払能力を超える大量のリフォーム工事や、呉服等の次々販売が繰り返されるなど、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法、その他詐欺的商法によるクレジット被害が絶えないところである。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、本年2月からクレジット被害の防止と取引適正化に向けて、割賦販売法の改正に関する審議を進めており、今後、法改正の方向性が示される見込みである。法改正にあたっては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるよう、クレジット会社の責任において、クレジット被害の防止と取引適正化を実現することが必要である。

よって、国においては、割賦販売法を次のとおり改正するよう強く要望する。

- 1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないよう、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
 - 2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないよう、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
 - 3 1～2回払いのクレジット契約についても適用対象に含めるとともに、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
 - 4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）については、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月16日

徳島県議会議長 北 島 勝 也